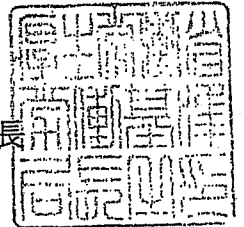


基 発 第 0423010 号

平成 19 年 4 月 23 日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



雇用保険法等の一部を改正する法律による勤労者財産形成促進法等の一部改正等について

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、勤労者財産形成促進制度についても、そのあり方について検討が行われてきたところであるが、この検討結果を踏まえ、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）が取りまとめられた。

これにより、勤労者財産形成促進制度については、「助成事業については、近年利用実績が低調であること等を踏まえ、必要な経過措置を設けた上で、全て廃止するものとする。持家分譲融資、多目的住宅融資及び共同社宅用住宅融資については、近年利用実績が低調であること等から、廃止するものとする。また、財形住宅融資に係る一般利子補給業務についても、昨今の低金利の状況や利用実績がないことなどを踏まえ、廃止するものとする。」とされた。

この度、この決定等を受け、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）において勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）が一部改正され、本日から施行されたところである。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 19 年政令第 161 号。以下「整備政令」という。）において勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号）について、
 - ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 80 号）において勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号）について、
- それぞれ改正され、本日から施行されたところである。

なお、本年4月1日

- ・勤労者財産形成促進法施行令附則第6項の事項及び基準を定める省令の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第2号）において勤労者財産形成促進法施行令附則第6項の事項及び基準を定める省令（平成4年労働省・建設省令第1号）について改正され、
 - ・勤労者財産形成促進法施行令第37条第3項及び第4項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）について、
- それぞれ、同日から施行されているところである。（※）

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、これに御留意の上、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の関係業務の円滑な遂行にご尽力をお願いする。

（※）これらの省令については、本日、勤労者財産形成促進法施行令の改正に伴い、勤労者財産形成促進法施行令附則第6項の事項及び基準を定める省令及び勤労者財産形成促進法施行令第37条第3項及び第4項の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第3号）において、それぞれ題名が、勤労者財産形成促進法施行令附則第5項の事項及び基準を定める省令（平成4年労働省・建設省令第1号）及び勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）に、改められる等所要の整備が行われたところである。

記

第1 助成金等の廃止

1 助成金等の廃止

助成金等について次のとおりとすることとしたこと。

- (1) 勤労者財産形成助成金を廃止したこと。（雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の勤労者財産形成促進法（以下「旧財形法」という。）第8条の2第1号関係）
- (2) 勤労者財産形成基金設立奨励金を廃止したこと。（旧財形法第8条の2第2号関係）
- (3) 財形貯蓄活用給付金・助成金を廃止したこと。（旧財形法第8条の2第3号関係）
- (4) 中小企業財形共同化支援事業助成金を廃止したこと。（旧財形法第14条の3関係）

2 勤労者財産形成持家融資の一部廃止等

勤労者財産形成持家融資等について次のとおりとすることとしたこと。

- (1) 勤労者財産形成持家分譲融資を廃止したこと。(旧財形法第9条第1項第1号及び第2号関係)
- (2) 共同社宅用住宅融資を廃止したこと。(旧財形法第10条の3第1項第2号関係)
- (3) 勤労者多目的住宅融資を廃止したこと。(整備政令による改正前の勤労者財産形成促進法施行令(以下「旧財形令」という。)第37条第1項ただし書関係)
- (4) 一般利子補給を廃止したこと。(旧財形令第37条第1項関係)

第2 その他

1 勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出し要件の拡充

勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の2第1項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替のための払出しを加えることとしたこと。

なお、当該厚生労働省令で定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条第19項第5号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とし、その具体的内容は、平成19年国土交通省告示第407号において定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替とすることとしたこと。(整備政令による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第14条の2第5号及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の勤労者財産形成促進法施行規則第1条の14の5関係)

2 住宅資金の貸付けに係る耐久性に関する基準等の改正

住宅資金の貸付けにおいて、既存住宅(中古住宅)については、厚生労働省・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有する場合に、貸付金の償還期間を25年以内から35年以内に延長できること、また新築住宅については、厚生労働省・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならないこととして

おり、それらの基準を住宅金融公庫法施行規則（昭和29年大蔵・建設省令第1号）に準拠させていた。平成19年4月1日に同規則が廃止されたことを受け、それらの基準を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する評価方法基準に基本的に準拠させることとしたこと。（勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令関係）

また、旧財形令附則第6項の規定による厚生労働省・国土交通省令で定める基準について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の施行を踏まえた所要の規定の整備を行うこととしたこと。（勤労者財産形成促進法施行令附則第5項の事項及び基準を定める省令関係）

3 事務代行団体の指定申請手続きに係る経由事務の廃止

中小企業における財形事務の事務代行制度における事務代行団体の指定申請手続き等については、事務代行制度が、機構が行う中小企業財形共同化支援事業助成金制度と密接に関連することにかんがみ、機構において指定申請の厚生労働省への経由事務（以下「経由事務」という。）を行ってきたところである。

しかしながら、中小企業財形共同化支援事業助成金制度については、本日をもって、必要な経過措置を設けた上で廃止されたことを踏まえ、経由事務については行わないこととし、「事務代行団体指定事務要領」（平成8年10月1日労発189号労政局長通知）については、別紙のとおり改正することとしたこと。

事務代行団体指定事務要領（平成8年10月1日労発第189号）（抄）

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第14条第1項に規定する事務代行団体（以下「事務代行団体」という。）の指定手続き及び事務代行団体の業務の取扱い等については、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）、勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）及び勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）に定めるもののほか、本事務要領によるものとする。

第1 （略）

第2 事務代行制度の関係法令

勤労者財産形成促進法第6条第9項、第7条、第14条及び第17条
勤労者財産形成促進法施行令第43条
勤労者財産形成促進法施行規則第25条～第26条

において、事務代行団体へ財形事務の委託ができる中小企業の事業主の範囲、事務代行団体の指定基準、委託の方法等を定めている。

（略）

第3 （略）

第4 事務代行団体の指定基準

団体が事務代行団体となるためには、厚生労働大臣の指定が必要であり、以下の1から6に掲げる事項に適合することを明らかにした後記事務代行団体指定申請書（様式第1号）に、これらの事項に係る定款又は寄附行為、登記簿謄本その他参考となるべき書類を添えて申請すること。

なお、具体的な申請手続きに関しては、後記「第6 事務代行団体の指定等」を参照すること。

1 （略）

2 定款等において、勤労者財産形成促進法第14条の委託に係る事務（以下「委託事務」という。）の処理を行うことができる旨の定めがあること

具体的には、定款等の目的又は事業項目に「（財形貯蓄事務代行事務処理規約に定めるところにより）勤労者財産形成促進法第14条の規定に基づき事務代行団体としての業務を行う。」と定め、団体の総会等の議決を経ていることが必要であること。

（略）

3～5 （略）

6 委託事務の処理を健全に運営するに足る経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること

(1)～(2) (略)

(3) 財形制度、税制、金融商品等に関する豊富な知識を有する者を配置することにより、委託事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること

①～⑥ (略)

⑦ 削除

(4)～(8) (略)

第5 (略)

第6 事務代行団体の指定等

1 指定の申請

(1) 指定を受けようとする法人である事業主団体は、事務代行団体指定申請書（様式第1号）に定款又は寄附行為及び登記簿の謄本その他参考となるべき書類を添付して（削除）、厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課（以下「厚生労働省」という。）に提出するものとする。

（関係書類の具体例：様式第1号－5及び第1号－6）

厚生労働省において、指定の決定を行ったときは、事務代行団体指定通知書（様式第2号）により、また、不指定の決定を行ったときは、事務代行団体不指定通知書（様式第3号）により、それぞれ指定申請のあった法人である事業主団体に対して（削除）通知するものとする。

(2) この場合において、厚生労働省において、指定申請書及び関係書類を審査の上、これらを（削除）受理した日から起算して、30日以内に指定又は不指定の通知を行うものとする。（略）

2 事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認の申請

事務代行団体は、事務代行団体指定申請書の記載事項等のうち、⑤のエ、キ、ク及びスに係る事項を変更しようとする場合は、事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認申請書（様式第4号）を（削除）厚生労働省に提出するものとする。

厚生労働省において、承認の決定を行ったときは、事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認通知書（様式第5号）により、また、不承認の決定を行ったときは事務代行団体指定申請書記載事項等変更不承認通知書（様式第6号）により、それぞれ承認申請のあった法人である事業主団体に対して（削除）通知するものとする。

3 事務代行団体指定申請書記載事項等変更届

事務代行団体は、事務代行団体指定申請書の記載事項等のうち、①、②、③並びに⑤のイ、コ及びサに係る事項に変更があったときは、その変更があった日の翌日から起算して14日以内に事務代行団体指定申請書記載事項等変更届（様式第7号）を（削除）厚生労働省に提出するものとする。

4 事務代行団体の業務廃止届

(1) 事務代行団体が、業務を廃止しようとするときは、業務を廃止しようとする日の 60 日前までに事務代行団体業務廃止届（様式第 8 号）を (削除) 厚生労働省に提出するものとする。

(2) (略)

5 指定の取消し

(1) (略)

(2) 事務代行団体の指定を取り消した場合には、(削除) 事務代行団体指定取消通知書（様式第 9 号）により団体に通知するものとする。

(3) (略)

6 (略)

事務代行団体指定申請書

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり事務代行団体の指定を申請します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
(削除)

① (フリガナ) 主たる事務所の所在地			郵便番号	—
			電話番号	— —
② (フリガナ) 団体の名称				
③ (フリガナ) 団体の代表者の職名及び氏名	印			
④ (フリガナ) 記載者の職名及び氏名	電話番号 — —			
⑤ 団体の概要	それぞれの事項に係る有無又は概要及び添付書類の種類・名称について記載すること。			
ア 法人格の種別				
イ 定款等の記載状況				
ウ 団体を構成する事業主の数及び委託見込数	社 そのうち中小企業 社 そのうち財形制度未導入 社 そのうち委託見込数 社	常時雇用 勤労者数	人 そのうち中小企業分 人 そのうち委託見込分 人	
エ 経理区分の状況				
オ 団体の設立年月日及び活動状況	年 月 日			
カ 財産の状況				

様式第1号－2

キ (フリガナ) 実務担当者の職名 ・氏名			
ク (フリガナ) 事務統括者の職名 ・氏名、キとの関係			キとの関係
ケ 団体の役員数	人 (うち監事 人)	団体の事務 職員数	人 (うち専任職員数 人)
コ 事務所の状況			
サ 団体の活動区域			
シ 実施計画の概要			
ス 事務処理の方法			
セ 取扱金融機関の 種類及び数			
⑥ 備考			

様式第 2 号

厚生労働省発基勤第 号

事務代行団体指定通知書

申請団体
名 称

代表者氏名 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった事務代行団体の指定については、勤
労者財産形成促進法(昭和 46 年法律第 92 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、
申請のとおり指定する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣

様式第 4 号

事務代行団体指定
申請書記載事項等

変更承認申請書

厚生労働大臣 殿
(削除)

事務代行団体

名称 _____
代表者氏名 _____
所在地 _____

下記のとおり、事務代行団体指定申請書記載事項等の変更を承認していただきたいので申請します。

変更事項	変更前	変更後	理由
① 申請書記載事項			
② 添付書類の記載事項			
③備考			
(フリガナ) 記載者の職名・氏名	電話 印 — —		

〔注〕記載事項欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。
変更事項を明らかとする関係書類を添付すること。

様式第7号

事務代行団体指定
申請書記載事項等変更届

厚生労働大臣 殿
(削除)

事務代行団体

名称 _____
代表者氏名 _____
所在地 _____

下記のとおり、事務代行団体申請書記載事項等の変更がありましたので届けます。

変更事項	変更前	変更後	理由
(フリガナ) ① 名 称			
(フリガナ) ② 所在地			
③ その他			
④ 備 考			
(フリガナ) 記載者の職名・ 氏名	電話		— —
	印		

〔注〕 記載事項欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。
変更事項を明らかとする関係書類を添付すること。

事務代行団体業務廃止届

厚生労働大臣 殿
(削除)

事務代行団体

名称 _____
代表者氏名 _____
所在地 _____

下記のとおり、事務代行団体としての業務を廃止することとしたので、届けます。

①業務廃止日	平成 年 月 日
② 理由	
③廃止時の状況	
ア委託事業主数	社
イ委託事業主に係る勤労者数	人
ウ財形貯蓄取扱金融機関の 種類及び数	
④ 廃止に当たっての委託事 務の継続措置	
(フリガナ) 記載者の職名・氏名	電話 _____ 印 _____

〔注〕 記載事項欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。
業務廃止に係る団体の総会等の議事録等の関係書類を添付すること。

事務代行団体指定事務要領（平成8年10月1日労発第189号）（抄）

改 正 案	現 行
勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）<u>第14条第1項</u>に規定する事務代行団体（以下「事務代行団体」という。）の指定手続き及び事務代行団体の業務の取扱い等については、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）、勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）及び勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）に定めるもののほか、本事務要領によるものとする。 第1 （略） 第2 事務代行制度の関係法令 勤労者財産形成促進法第6条第9項、第7条、<u>第14条</u>及び第17条 勤労者財産形成促進法施行令<u>第43条</u> 勤労者財産形成促進法施行規則<u>第25条</u>～第26条 において、事務代行団体へ財形事務の委託ができる中小企業の事業主の範囲、事務代行団体の指定基準、委託の方法等を定めている。 （略） 第3 （略） 第4 事務代行団体の指定基準 団体が事務代行団体となるためには、厚生労働大臣の指定が必要であり、以下の1から6に掲げる事項に適合することを明らかにした後記事務代行団体指定申請書（様式第1号）に、これらの事項に係る定款又は寄附行為、登記簿謄本その他参考となるべき書類を添えて申請すること。	勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）<u>第14条の2第1項</u>に規定する事務代行団体（以下「事務代行団体」という。）の指定手続き及び事務代行団体の業務の取扱い等については、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）、勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）及び勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）に定めるもののほか、本事務要領によるものとする。 第1 （略） 第2 事務代行制度の関係法令 勤労者財産形成促進法第6条第9項、第7条、<u>第14条の2</u>及び第17条 勤労者財産形成促進法施行令<u>第42条の3</u> 勤労者財産形成促進法施行規則<u>第25条の4</u>～第26条 において、事務代行団体へ財形事務の委託ができる中小企業の事業主の範囲、事務代行団体の指定基準、委託の方法等を定めている。 （略） 第3 （略） 第4 事務代行団体の指定基準 団体が事務代行団体となるためには、厚生労働大臣の指定が必要であり、以下の1から6に掲げる事項に適合することを明らかにした後記事務代行団体指定申請書（様式第1号）に、これらの事項に係る定款又は寄附行為、登記簿謄本その他参考となるべき書類を添えて申請すること。

なお、具体的な申請手続きに関しては、後記「第6 事務代行団体の指定等」を参照すること。

1 (略)

2 定款等において、勤労者財産形成促進法第 14 条の委託に係る事務（以下「委託事務」という。）の処理を行うことができる旨の定めがあること

具体的には、定款等の目的又は事業項目に「（財形貯蓄事務代行事務処理規約に定めるところにより）勤労者財産形成促進法第14条の規定に基づき事務代行団体としての業務を行う。」と定め、団体の総会等の議決を経ていることが必要であること。

(略)

3～5 (略)

6 委託事務の処理を健全に運営するに足る経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること

(1)～(2) (略)

(3) 財形制度、税制、金融商品等に関する豊富な知識を有する者を配置することにより、委託事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること

①～⑥ (略)

(削除)

なお、具体的な申請手続きに関しては、後記「第6 事務代行団体の指定等」を参照すること。

1 (略)

2 定款等において、勤労者財産形成促進法第 14 条の 2 の委託に係る事務（以下「委託事務」という。）の処理を行うことができる旨の定めがあること

具体的には、定款等の目的又は事業項目に「（財形貯蓄事務代行事務処理規約に定めるところにより）勤労者財産形成促進法第14条の2の規定に基づき事務代行団体としての業務を行う。」と定め、団体の総会等の議決を経ていることが必要であること。

(略)

3～5 (略)

6 委託事務の処理を健全に運営するに足る経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること

(1)～(2) (略)

(3) 財形制度、税制、金融商品等に関する豊富な知識を有する者を配置することにより、委託事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること

①～⑥ (略)

⑦ 団体が事務代行業務に加え、中小企業財形共同化支援事業を行う場合には、この事業に従事する者と事務代行業務を処理す

(4)～(8) (略)

第5 (略)

第6 事務代行団体の指定等

1 指定の申請

- (1) 指定を受けようとする法人である事業主団体は、事務代行団体指定申請書(様式第1号)に定款又は寄附行為及び登記簿の謄本その他参考となるべき書類を添付して、厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課(以下「厚生労働省」という。)に提出するものとする。

(関係書類の具体例:様式第1号-5及び第1号-6)

厚生労働省において、指定の決定を行ったときは、事務代行団体指定通知書(様式第2号)により、また、不指定の決定を行ったときは、事務代行団体不指定通知書(様式第3号)により、それぞれ指定申請のあった法人である事業主団体に対して通知するものとする。

- (2) この場合において、厚生労働省において、指定申請書及び関係書類を審査の上、これらを受理した日から起算して、30日以内に指定又は不指定の通知を行うものとする。(略)

2 事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認の申請

事務代行団体は、事務代行団体指定申請書の記載事項等のうち、⑤のエ、キ、ク及びスに係る事項を変更しようとする場合は、事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認申請書(様式第4号)を厚生労働省に提出するものとする。

厚生労働省において、承認の決定を行ったときは、事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認通知書(様式第5号)により、また

る実務担当者は兼任して差し支えないこと。

(4)～(8) (略)

第5 (略)

第6 事務代行団体の指定等

1 指定の申請

- (1) 指定を受けようとする法人である事業主団体は、事務代行団体指定申請書(様式第1号)に定款又は寄附行為及び登記簿の謄本その他参考となるべき書類を添付して、独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)を経由して、厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課(以下「厚生労働省」という。)に提出するものとする。

(関係書類の具体例:様式第1号-5及び第1号-6)

厚生労働省において、指定の決定を行ったときは、事務代行団体指定通知書(様式第2号)により、また、不指定の決定を行ったときは、事務代行団体不指定通知書(様式第3号)により、それぞれ指定申請のあった法人である事業主団体に対して、機構を通じて通知するものとする。

- (2) この場合において、厚生労働省において、指定申請書及び関係書類を審査の上、これらを機構において受理した日から起算して、30日以内に指定又は不指定の通知を行うものとする。(略)

2 事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認の申請

事務代行団体は、事務代行団体指定申請書の記載事項等のうち、⑤のエ、キ、ク及びスに係る事項を変更しようとする場合は、事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認申請書(様式第4号)を機構を経由して、厚生労働省に提出するものとする。

厚生労働省において、承認の決定を行ったときは、事務代行団体指定申請書記載事項等変更承認通知書(様式第5号)により、また

、不承認の決定を行ったときは事務代行団体指定申請書記載事項等
変更不承認通知書（様式第6号）により、それぞれ承認申請のあつ
た法人である事業主団体に対して通知するものとする。

3 事務代行団体指定申請書記載事項等変更届

事務代行団体は、事務代行団体指定申請書の記載事項等のうち、
①、②、③並びに⑤のイ、ロ及びサに係る事項に変更があつたとき
は、その変更があつた日の翌日から起算して14日以内に事務代行
団体指定申請書記載事項等変更届（様式第7号）を厚生労働省に提
出するものとする。

4 事務代行団体の業務廃止届

(1) 事務代行団体が、業務を廃止しようとするときは、業務を廃止
しようとする日の60日前までに事務代行団体業務廃止届（様式第
8号）を厚生労働省に提出するものとする。

(2) (略)

5 指定の取消し

(1) (略)

(2) 事務代行団体の指定を取り消した場合には、事務代行団体指定
取消通知書（様式第9号）により団体に通知するものとする。

(3) (略)

6 (略)

様式第1号

(略)

、不承認の決定を行ったときは事務代行団体指定申請書記載事項等
変更不承認通知書（様式第6号）により、それぞれ承認申請のあつ
た法人である事業主団体に対して、機構を通じて通知するものとす
る。

3 事務代行団体指定申請書記載事項等変更届

事務代行団体は、事務代行団体指定申請書の記載事項等のうち、
①、②、③並びに⑤のイ、ロ及びサに係る事項に変更があつたとき
は、その変更があつた日の翌日から起算して14日以内に事務代行
団体指定申請書記載事項等変更届（様式第7号）を機構を経由して
厚生労働省に提出するものとする。

4 事務代行団体の業務廃止届

(1) 事務代行団体が、業務を廃止しようとするときは、業務を廃止
しようとする日の60日前までに事務代行団体業務廃止届（様式第
8号）を、機構を経由して、厚生労働省に提出するものとする。

(2) (略)

5 指定の取消し

(1) (略)

(2) 事務代行団体の指定を取り消した場合には、機構を経由して事
務代行団体指定取消通知書（様式第9号）により団体に通知する
ものとする。

(3) (略)

6 (略)

様式第1号

(略)

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり事務代行団体の指定を申請します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

（削除）

（略）

様式第2号

（略）

平成 年 月 日付けで申請のあった事務代行団体の指定については、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第14条第1項の規定に基づき、申請のとおり指定する。

（略）

様式第4号

（略）

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第14条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり事務代行団体の指定を申請します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

（独立行政法人雇用・能力開発機構経由）

（略）

様式第2号

（略）

平成 年 月 日付けで申請のあった事務代行団体の指定については、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第14条の2第1項の規定に基づき、申請のとおり指定する。

（略）

様式第4号

（略）

厚生労働大臣 殿

(削除)

(略)

様式第 7 号

(略)

厚生労働大臣 殿

(削除)

(略)

様式第 8 号

(略)

厚生労働大臣 殿

(削除)

(略)

厚生労働大臣 殿

(独立行政法人雇用・能力開発機構経由)

(略)

様式第 7 号

(略)

厚生労働大臣 殿

(独立行政法人雇用・能力開発機構経由)

(略)

様式第 8 号

(略)

厚生労働大臣 殿

(独立行政法人雇用・能力開発機構経由)

(略)

[illegible]

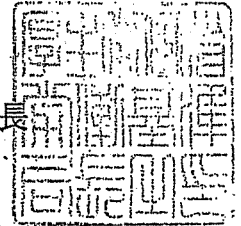


基 発 第 0423011 号

平成 19 年 4 月 23 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省労働基準局長



雇用保険法等の一部を改正する法律による勤労者財産形成促進法等の一部改正等について

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、勤労者財産形成促進制度についても、そのあり方について検討が行われてきたところですが、この検討結果を踏まえ、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定）が取りまとめられました。

これにより、勤労者財産形成促進制度については、「助成事業については、近年利用実績が低調であること等を踏まえ、必要な経過措置を設けた上で、全て廃止するものとする。持家分譲融資、多目的住宅融資及び共同社宅用住宅融資については、近年利用実績が低調であること等から、廃止するものとする。また、財形住宅融資に係る一般利子補給業務についても、昨今の低金利の状況や利用実績がないことなどを踏まえ、廃止するものとする。」とされました。

この度、この決定等を受け、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）において勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）が一部改正され、本日から施行されたところです。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 19 年政令第 161 号。以下「整備政令」という。）において勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号）について、
 - ・雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 80 号）において勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号）について、
- それぞれ改正され、本日から施行されたところです。

なお、本年 4 月 1 日

- ・ 勤労者財産形成促進法施行令附則第 6 項の事項及び基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）において勤労者財産形成促進法施行令附則第 6 項の事項及び基準を定める省令（平成 4 年労働省・建設省令第 1 号）について改正され、
 - ・ 勤労者財産形成促進法施行令第 37 条第 3 項及び第 4 項の基準を定める省令（平成 19 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号）について、
- それぞれ、同日から施行されているところです。（※）

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、勤労者財産形成促進制度の普及促進等につき、引き続き御協力をお願いいたします。

（※）これらの省令については、本日、勤労者財産形成促進法施行令の改正に伴い、勤労者財産形成促進法施行令附則第 6 項の事項及び基準を定める省令及び勤労者財産形成促進法施行令第 37 条第 3 項及び第 4 項の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省・国土交通省令第 3 号）において、それぞれ題名が、勤労者財産形成促進法施行令附則第 5 項の事項及び基準を定める省令（平成 4 年労働省・建設省令第 1 号）及び勤労者財産形成促進法施行令第 36 条第 2 項及び第 3 項の基準を定める省令（平成 19 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号）に、改められる等所要の整備が行われたところです。

記

第 1 助成金等の廃止

1 助成金等の廃止

助成金等について次のとおりとすることとしたこと。

- (1) 勤労者財産形成助成金を廃止したこと。（雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の勤労者財産形成促進法（以下「旧財形法」という。）第 8 条の 2 第 1 号関係）
- (2) 勤労者財産形成基金設立奨励金を廃止したこと。（旧財形法第 8 条の 2 第 2 号関係）
- (3) 財形貯蓄活用給付金・助成金を廃止したこと。（旧財形法第 8 条の 2 第 3 号関係）
- (4) 中小企業財形共同化支援事業助成金を廃止したこと。（旧財形法第 14 条の 3 関係）

2 勤労者財産形成持家融資の一部廃止等

勤労者財産形成持家融資等について次のとおりとすることとしたこと。

- (1) 勤労者財産形成持家分譲融資を廃止したこと。(旧財形法第9条第1項第1号及び第2号関係)
- (2) 共同社宅用住宅融資を廃止したこと。(旧財形法第10条の3第1項第2号関係)
- (3) 勤労者多目的住宅融資を廃止したこと。(整備政令による改正前の勤労者財産形成促進法施行令(以下「旧財形令」という。)第37条第1項ただし書関係)
- (4) 一般利子補給を廃止したこと。(旧財形令第37条第1項関係)

第2 その他

1 勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出し要件の拡充

勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の2第1項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替のための払出しを加えることとしたこと。

なお、当該厚生労働省令で定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条第19項第5号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とし、その具体的内容は、平成19年国土交通省告示第407号において定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替とすることとしたこと。(整備政令による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第14条の2第5号及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の勤労者財産形成促進法施行規則第1条の14の5関係)

2 住宅資金の貸付けに係る耐久性に関する基準等の改正

住宅資金の貸付けにおいて、既存住宅(中古住宅)については、厚生労働省・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有する場合に、貸付金の償還期間を25年以内から35年以内に延長できること、また新築住宅については、厚生労働省・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならないこととしており、それらの基準を住宅金融公庫法施行規則(昭和29年大蔵・建設省令第1号)

に準拠させていた。平成19年4月1日に同規則が廃止されたことを受け、それらの基準を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する評価方法基準に基本的に準拠させることとしたこと。（勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令関係）

また、旧財形令附則第6項の規定による厚生労働省・国土交通省令で定める基準について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の施行を踏まえた所要の規定の整備を行うこととしたこと。（勤労者財産形成促進法施行令附則第5項の事項及び基準を定める省令関係）